

## 愛知県青少年保護育成条例運用状況

運 用 種 別		年		
		平成28年	平成29年	平成30年
有害図書類の指定 (第6条第1項)	指 定	23冊	12冊	12冊
図書類取扱業者で構成する団体の指定※ (第6条第3項第3号)	指 定	0	0	0
有害図書類の販売等禁止違反 (第6条第3項)	送 致	0	0	0
自動販売機の届出等違反 (第8条第1項)	送 致	0	0	0
有害がん具類の指定 (第10条第1項)	指 定	0	0	0
有害がん具類の販売等禁止違反 (第10条第3項)	送 致	0	0	0
自動販売機収納の禁止違反 (第11条第1項)	送 致	0	0	7人
自動販売機撤去義務違反 (第11条第2項)	送 致	0	0	0
いん行・わいせつ行為の禁止違反 (第14条第1項)	送 致	73人	74人	74人
入れ墨の禁止違反 (第14条の2)	送 致	1人	1人	1人
いん行、わいせつ行為場所の提供及び周旋の禁止違反 (第15条第1号)	送 致	0	0	0
喫煙又は飲酒場所の提供及び周旋の禁止違反 (第15条第3号)	送 致	0	0	0
深夜における青少年の連れ出し等禁止違反 (第17条第2項)	送 致	87人	69人	55人
深夜営業施設への入場の禁止違反 (第17条の2第1項)	送 致	0	0	0
勧誘行為の禁止違反 (第17条の3)	送 致	0	0	0
使用済み下着の買受け等の禁止違反 (第17条の4)	送 致	0	1人	1人
有害広告文書等の頒布 (第12条第3項)	中 止 命 令	0	0	0
利用カード販売の届出義務 (第19条第1項)	送 致	0	0	0
テレホンクラブ等営業に係る広告の規制 警察官による中止命令 (第22条第2項)	中 止 命 令	0	0	0
テレホンクラブ等営業に係る広告の規制 広告物の撤去内容変更命令 (第22条第3項)	内容変更命令	0	0	0

※ 指定団体

団 体 名	取 扱 区 分	告 示	施 行
日本ビデオ倫理協会	ビデオ、DVD	H17.3.29	H17.7.1
コンピュータソフトウェア倫理機構	パソコン用ゲームソフト	H17.3.29	H17.7.1
コンピュータエンターテインメントレーティング機構	家庭用ゲームソフト	H18.4.25	H18.5.31
一般社団法人映像倫理機構	ビデオ、DVD、ゲームソフト	H24.2.7	H24.3.1
→ 一般社団法人日本コンテンツ審査センター(名称変更)		H28.3.18	H28.4.1